

令和 5 年 6 月 1 5 日
こども未来部こども家庭支援課

江東区こども・子育て支援事業計画について

1 概 要

子ども・子育て支援法第 6 1 条に定める教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画で 5 年を一期としており、教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の定数、量の見込み、確保策を記載した計画。計画期間中においては、江東区こども・子育て会議に意見を聴取し進捗管理を行っていく。

次期計画（令和 7 年度～令和 1 1 年度）は令和 6 年度に策定するが、事前に需要を把握し計画策定の基礎資料とするため、令和 5 年度に区民調査を実施する。

2 調査について

(1) 区民意向調査

子育て支援施策、教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の需要把握のため実施

(対象)

- ① 就学前児童・小学生の保護者
- ② 小学生（高学年）
- ③ 中学生・高校生

(2) こどもの生活実態調査

生活・経済・教育状況やニーズを把握するため実施

(対象)

- ① 小学校 5 年生・中学校 3 年生の本人と保護者
- ② 小学生及び中学生の子を持つ児童育成手当受給中の保護者

3 今後のスケジュール

令和 5 年度 区民意向調査・生活実態調査の実施

6～8 月 こども・子育て会議（複数回実施）

9 月 調査実施

10～2 月 こども・子育て会議（複数回実施）

3 月 第 1 回定例会・厚生委員会報告

令和 6 年度 次期計画策定作業

こども・子育て会議 5～6 回程度開催